

## 第3章 全体構想



## 全体構想について

全体構想では、都市の将来像の実現に向けて、土地利用・交通体系・都市環境・都市防災の4つの分野について、都市づくりの方針を示します。

### ■都市の将来像

暮らしやすいまち、暮らし続けられるまち 魚沼  
—魚沼らしさを活かした魅力ある都市の形成—

### ■まちづくりの目標

- 目標1 住みやすく持続可能なまちづくり
- 目標2 安心して暮らし続けられるまちづくり
- 目標3 地域の資源を活用した魅力あるまちづくり

### ■分野別の方針の基本的な考え方

これまでの都市の将来像、まちづくりの目標を踏まえ、各分野の方針は以下の基本的な考え方に基づき設定します。

分野	基本的な考え方
1. 土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能的で利便性の高い快適な生活の場をつくります</li> <li>●多様な交流が広がる賑わいのあるまちをつくります</li> <li>●農業農村と調和したうるおいのあるまちをつくります</li> </ul>
2. 交通体系の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暮らしと地域経済を支える交通ネットワークを形成します</li> <li>●便利に市内を移動できる公共交通体系を形成します</li> <li>●雪と災害に強い安全な道路ネットワークを形成します</li> </ul>
3. 都市環境の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●うるおいのある緑豊かなまちをつくります</li> <li>●公共施設が利用しやすいまちをつくります</li> <li>●市民が誇れる優れた環境・景観のまちをつくります</li> </ul>
4. 都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に強い安全なまちをつくります</li> <li>●防災体制の充実した安心なまちをつくります</li> </ul>

## (1) 基本的な考え方

コンパクトなまちづくりの実現にむけて、以下の基本的な考え方に基づき、計画的な土地利用を推進していきます。

### ① 機能的で利便性の高い快適な生活の場をつくります

今後の人口減少を見据え、低密な市街地が広がることのないよう、「都市的な土地利用を図る地域」、「開発を抑制し自然環境の保全や農業を振興する地域」を明確にし、新たな時代に対応した適切な土地利用を図ります。

### ② 多様な交流が広がる賑わいのあるまちをつくります

商業施設や公共施設などの都市サービス機能が集積する都市拠点では、既存の資源を有効に活用しながら、市民にとって便利であり、新たな活力が生まれるような魅力ある都市拠点の形成を図ります。

また市内各地域との公共交通ネットワークを強化するとともに、周辺都市との役割分担に配慮し、多くの人が集まり多様な交流が繰り広げられる賑わいのあるまちを形成します。

### ③ 農業農村と調和したうるおいのあるまちをつくります

市域に広がる農地は、本市を代表する景観資源であるとともに、食糧供給や防災など、多面的機能を持つ重要な地域資源として保全を図ります。農業集落は生活環境の改善や都市との交流などにより集落機能の維持を図ります。

## (2) 都市づくりの方針

### 1) 住居系の土地利用方針

住居系は、その土地利用の特性から「都市型住宅地」、「ゆとりある住宅地」、「農業集落地」の3つに分類し、それぞれの特性に応じた土地利用を図ります。また、コンパクトで持続可能な都市の形成に向けて、低密な市街地が広がることのないよう配慮し、原則的に新たな市街化の拡大を防止するとともに、災害の危険性のある地区での開発を抑制します。

#### ①都市型住宅地

- 一定規模以下の店舗や事務所の立地を許容し、行政・福祉・教育・文化等の生活サービス機能も立地する特に利便性の高い地区として、歩いて暮らせる賑わいのある住宅地を形成します。
- 幅広い年代にとって魅力的な住宅地を形成することで、郊外からの移転等、まちなか居住を促進します。また、今後のさらなる高齢化の進行に配慮し、高齢者のまちなか居住を推進する高齢者住宅等の整備を検討します。
- 住宅の密集する地区では、震災や火災時の危険性が懸念されることから、対応策を検討し安心して暮らせるまちを形成します。
- 市街地の人口を維持するため、空き地や空き家が効果的に利用促進される仕組みづくりを検討します。空き地は住民が交流でき賑わいを創出する場としての有効な活用を検討します。

#### ②ゆとりある住宅地

- 日常生活に必要な小規模な店舗を除く環境悪化の恐れのある施設の立地を防止し、自然と調和したゆとりある良好な住環境を形成します。
- 市街地の人口を維持するため、空き家が効果的に利用促進される仕組みづくりを検討します。
- 住宅地内に点在する農地は、ゆとりある住宅地の環境維持のため保全も視野に入れながら有効な活用策を検討します。
- 宅地化の見込みのない市街地外縁部にあるまとまった農地については、農業的土地利用への転換を検討します。

#### ③農業集落地

- 地域の歴史や文化等を活かしながら、豊かな自然と調和した魅力的な集落地を形成します。

- 今後予想される人口減少への対策を、各集落の特性に応じた形で検討するとともに、地域拠点として位置づけられる基幹集落は、地域の中心として生活・行政サービス機能の維持を図ります。
- 農村集落における文化・景観などの地域資源や空き家等は有効に活用し、都市との交流により活力が維持されるような仕組みづくりを検討します。

## 2) 商業・業務系の土地利用方針

商業・業務系の土地利用は、それぞれの立地特性や現況を踏まえて、「中心商業業務地」、「近隣商業地」、「沿道型サービス地」、「業務地」の4つに区分し、各区分に適した土地利用を図ります。また、将来のコンパクトなまちの形成に向けて、都市機能の集約と賑わいづくりに配慮した土地利用を図ります。

### ① 中心商業業務地

- 既存の都市基盤を活用しながら、商業施設や行政・福祉・教育・文化等の施設の集積を図り、多くの人を訪れる賑わいのある商業地として、魅力の向上を目指します。
- 地区内の空き地や空き店舗は、新たな都市的サービスの受け皿として有効な活用策を検討します。また、入居希望者や出店意欲のある起業家が積極的に入居・事業展開できるような仕組みを検討します。
- 商業施設や行政サービス等の既存のサービス機能の相互連携や、歩行環境等の整備、店舗前面の景観づくり等により回遊性の向上を図り、歩いて楽しめる賑わいのある商業地を形成します。また、回遊性を向上させることで市民の健康づくりも推進します。
- 商店街周辺は来訪者のための駐車対策について検討します。

### ② 近隣商業地

- 中心商業業務地との役割分担を図りながら、近隣住民の日用品の買物や生活サービスが受けられるよう、整備・充実を図ります。
- 土砂災害警戒区域等、災害発生の危険性のある地区に立地する商業地は、地域住民の生活のための機能は維持しつつも、今後の新たな機能の集積については慎重に検討します。

### ③ 沿道型サービス地

- 小出インターチェンジ周辺は、本市のゲートウェイとして、道路情報や観光案内、ドライバーの休憩機能等、機能の充実を図ります。

- 小出地域、堀之内地域の市街地内の国道17号沿道は、ガソリンスタンドやレストラン、自動車修理工場など沿道サービス機能の立地誘導を図ります。

#### ④業務地

- 新たに建設される市役所周辺や公共公益施設が立地する地区を業務地区として位置づけ、適切な道路整備や関連機能の集約等により、市民がアクセスしやすく便利な地区の形成を図ります。
- 庁舎統合後の現市役所の庁舎や跡地は、有効利用を検討します。

### 3) 工業系の土地利用方針

工業系の土地利用は、地域経済を支える重要な拠点として企業立地の誘導を促進するとともに、産業活動の利便性向上に向けた土地利用を図ります。

#### ①工業地

- 周辺環境との調和に配慮しながら、若者にとっても魅力のある新たな時代に対応した新規企業の立地やインフラの整備を図り、活力ある地区を形成します。

### 4) 自然系の土地利用方針

自然系の土地利用は、その特性から「保全農地」と「山林地」に分け、それぞれの特性に適した土地利用を図ります。

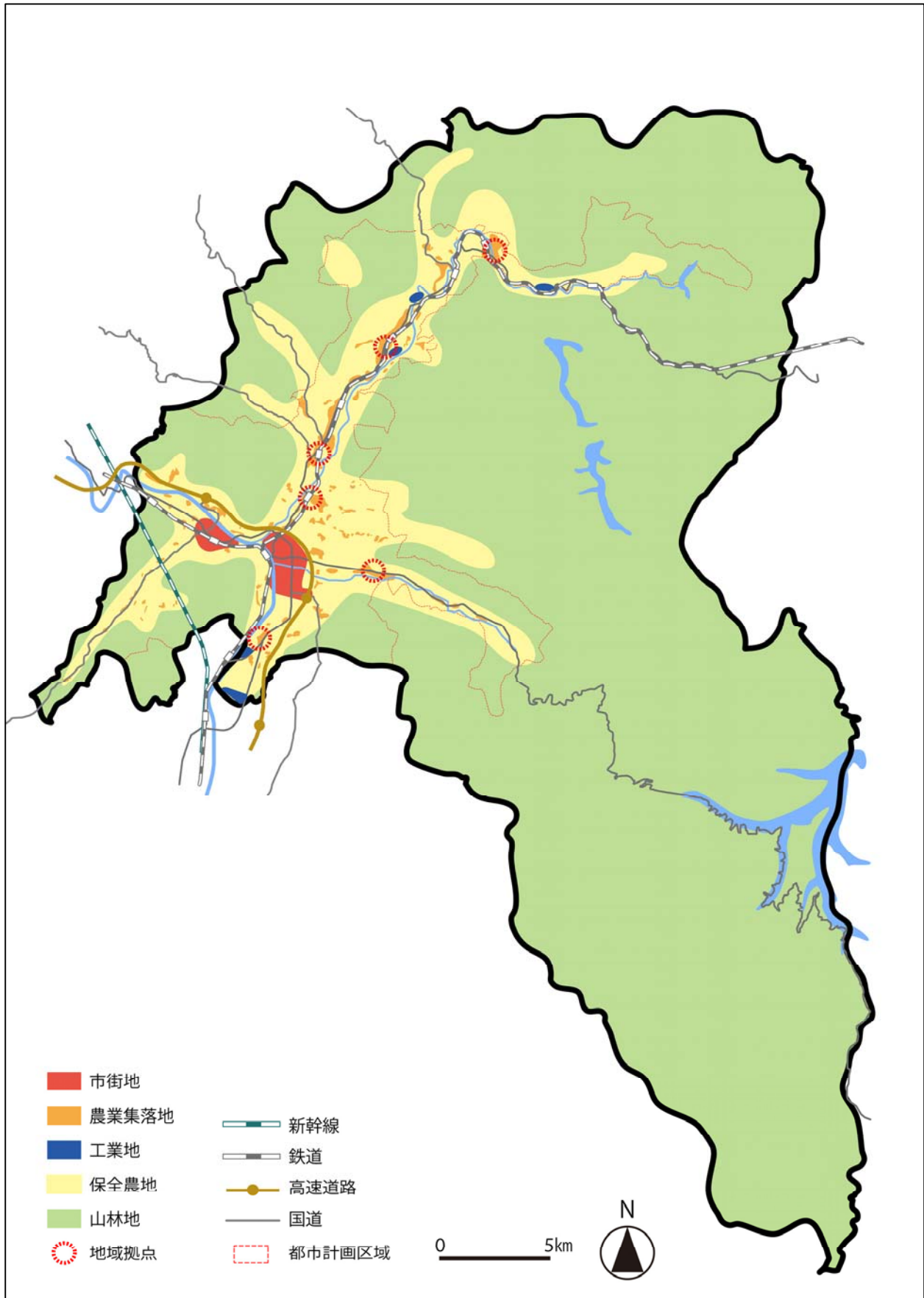
#### ①保全農地

- 農地は食糧生産機能とともに、河川の流域のつながりのもと、保水や防災機能、うるおいある環境・景観の創出など、都市部の生活にとっても重要な役割を担います。このため、原則として開発は抑制し、農地を保全します。

#### ②山林地

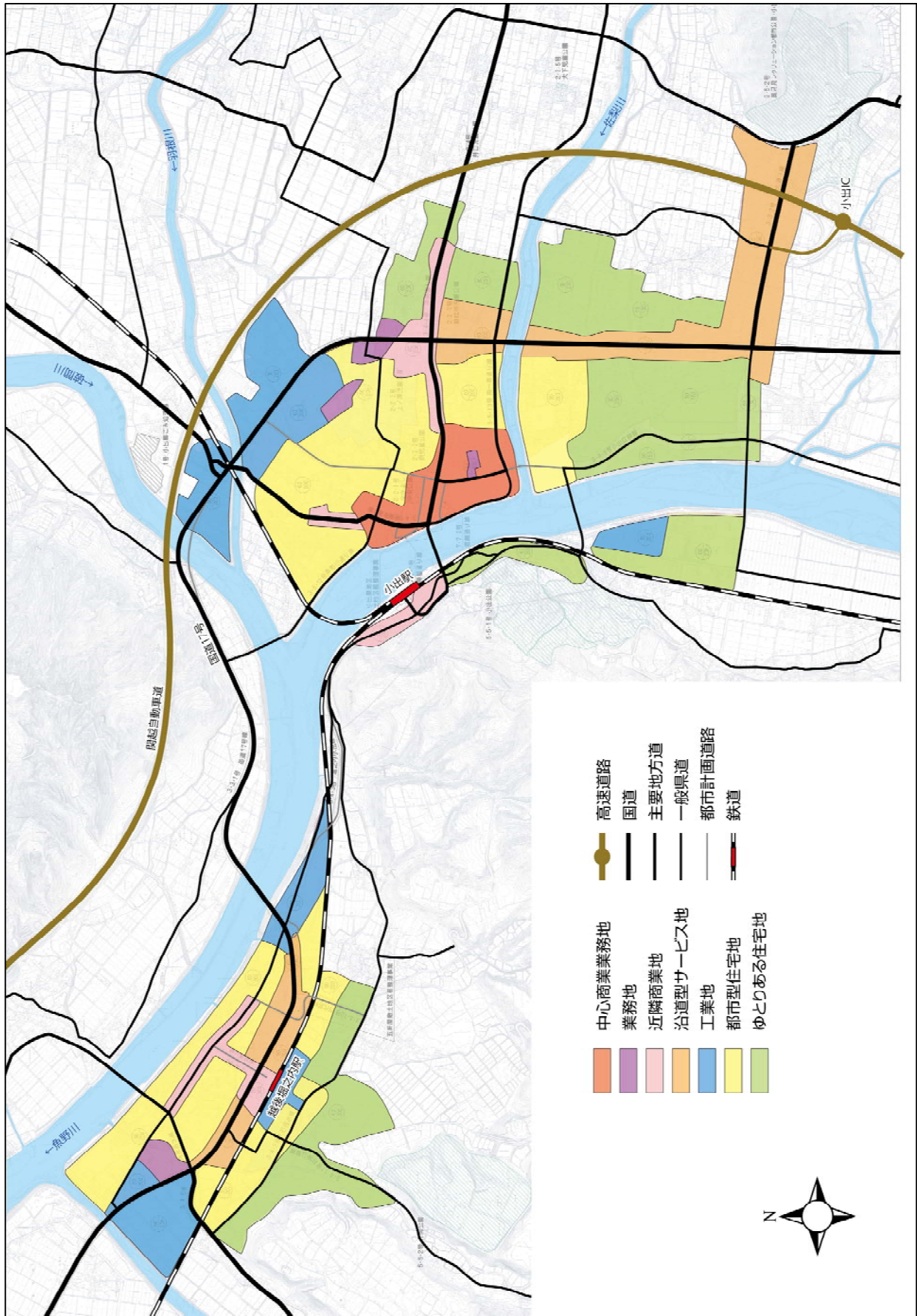
- 山林は、水源かん養やCO<sub>2</sub>の吸収、土砂流出の防止等、多面的な機能を担っていることから保全を基本とし、また、都市住民のやすらぎや学習・交流につながる有効な活用を図ります。
- 山林地内に分布する自然を活かした大規模な公園やスキー場等は、本市の重要な観光資源として機能充実を関係機関に働きかけるとともに、施設相互の利便性の向上を図ります。

■ 土地利用方針図（全域）





■土地利用方針図（市街地周辺）



## 2 交通体系の方針

### (1) 基本的な考え方

コンパクトなまちづくりを推進するための軸として、以下の考え方に基づき取組を進めていきます。

#### ① 暮らしと地域経済を支える交通ネットワークを形成します

拠点間や他都市をつなぐ交通網を検討し、市民の便利な生活を支えるとともに、多くの人が行き交うことによりまちの経済を活性化し、地域の暮らしと経済を支える道路と公共交通をあわせた交通ネットワークを形成します。また、高齢者や障害者、児童等の生活に配慮し、安全に移動できる交通ネットワークを形成します。

#### ② 便利に市内を移動できる公共交通体系を形成します

今後は高齢化がさらに進行し自分で運転できない市民の増加が見込まれることを踏まえ、すべての市民が、都市的サービスが集まるまちなかなどへ気軽に移動できる公共交通網の整備を推進します。

#### ③ 雪と災害に強い安全な道路ネットワークを形成します

雪の多い冬期間でも、歩行者が安全・快適に歩け、車も円滑かつ安全に通行できるよう、豪雪地の環境に配慮した道路ネットワークを形成します。さらに豪雨や土砂災害、地震にも強い安全な道路ネットワークを形成します。

## (2) 都市づくりの方針

### 1) 道路の整備方針

道路ネットワークの整備や快適で安全な道路環境の整備により、市民の暮らしや地域経済を支える道路網を形成します。

#### ①道路ネットワークの形成

市内の道路をそれぞれの特性から「広域幹線道路」、「地域幹線道路」、「市内幹線道路」、「区画道路・集落道路」の4つに区分し、道路のネットワークを構成します。

表 3-1 道路ネットワークの分類

ネットワーク	路線名
広域幹線道路	関越自動車道、国道 17 号、国道 252 号（福島県方面）
地域幹線道路	国道 252 号（十日町市方面）、290 号、291 号、352 号 奥只見シルバーライン
市内幹線道路	主要地方道、一般県道、都市計画道路
区画道路・集落道路	その他の道路

#### ア. 広域幹線道路

- 関越自動車道及び国道17号は、本市と首都圏や県都新潟市を広域的につなぐ重要な経済軸です。広域的な交流や都市間連携を活発にし、地域の活力を支えるための重要な道路として有効な活用を図ります。
- 国道17号は、交通量が多く市の中心部を通過するため、緑化など沿線の環境を守るための対策を関係機関に働きかけます。
- 国道17号浦佐バイパスは、魚沼基幹病院へのアクセス向上や災害に強い道路網の実現にむけ、早期整備を関係機関に働きかけます。
- 国道252号は、福島県会津地方に接続する広域連携のための重要な道路であることから、春先の通行止め早期解除等を関係機関に働きかけます。

#### イ. 地域幹線道路

- 本市と長岡市・三条市方面を結ぶ国道290号や、十日町市方面を結ぶ国道252号、南魚沼市方面を結ぶ国道291号は、通勤や買物など日常的利用における走行面、安全面での利便性向上を関係機関に働きかけます。
- 尾瀬方面に接続する国道352号や奥只見シルバーラインは本市の観光を担う重要な道路であることから、通行困難区間の改善とともに、春先の通行止め早期解除等を関係機関に働きかけます。

## ウ. 市内幹線道路

- 主に市内の拠点や集落を結ぶ県道は、通勤や買物など地域住民の生活等において重要な役割を担うことから、利便性向上について関係機関に働きかけます。
- 小出インターチェンジや堀之内インターチェンジから観光拠点へ繋がる道路は地域振興を担う重要な道路であり、改善や整備充実を関係機関に働きかけます。
- 県道堀之内小出線は、小出地域と堀之内地域の市街地部を結び相互の一体性を高める路線であることから、地域住民の安全性への配慮を含め未改良区間の整備を関係機関に働きかけます。
- 堀之内市街地の骨格を形成する都市計画道路は、市街地内の良好な環境形成や円滑な交通誘導を目指し、沿道緑化などの快適性にも配慮しながら未整備区間の早期着工、整備を目指します。
- 長期未着手となっている都市計画道路について、社会経済情勢の変化に対応するため、そのあり方や幅員構成など、見直しについて検討します。

## エ. 区画道路・集落道路

- 市民が日常生活を送る上で最も身近にある道路として、生活利便性、安全性、快適性の向上を図ります。
- 救急や消防活動に支障のある市街地内等の狭い道路は、地域の声を聞きながら安全快適な生活環境への改善策を検討します。
- 小出市街地の陣屋通りや酒蔵通りは、歴史を感じながら散策ができるよう案内標識の充実等環境の整備を進めます。

## ②道路交通の環境づくり

---

道路は、自動車、歩行者、自転車などすべての人が快適で安全に通行できるよう、環境の整備を図ります。

### ア. 道路走行環境

- 観光交流を活発化するため、来訪者にとっても分かりやすい案内標識や、観光サインの設置を推進します。
- 今後とも増加が見込まれる高齢ドライバーの交通事故を防止するため、分かりやすい道路標示等、安全な運転環境の整備を関係機関に働きかけます。
- 路上駐車は通行上の支障になるばかりでなく、交通事故の誘発や緊急時の対応を遅らせる原因になるなど、さまざまな弊害をもたらします。このような状況を避けるため、市街地内の空き地を利用した手軽な駐車場を検討し、安全性の向上を図ります。

## イ. 歩行・自転車走行環境

- 歩道のネットワーク化を図り、高齢者が歩いて楽しめる環境を整備することで、健康なまちづくりの実現を目指します。
- 通学路や公共施設の周辺などの多くの人が集まる場所や道路では、安全快適な歩行が可能となるよう、歩道の整備とその連続性の確保を図ります。
- 市街地内の道路沿道での花壇の設置や植樹等の都市緑化を支援し、市街地景観の改善や木陰空間の創出、快適な歩行環境の形成を図ります。
- 自転車通行の多い道路では、自転車通行帯等の安全に走行するための環境整備を図ります。

### ③災害に強い道づくり

---

これまで多くの災害が発生していることから、その教訓を活かし自然災害に強い安全な道路を形成します。

- 道路や橋梁の耐震点検や改修・長寿命化を促進し、地震に強い道路網を形成します。
- 豪雨時においても道路が水没して通行不能区間が発生することのないよう、市街地の排水能力の改善を働きかけるとともに、関係機関にも同様に施設整備等を働きかけます。
- 災害発生時には代替機能が確保できるよう、道路網の強化を図ります。

### ④雪に強い道づくり

---

国内有数の豪雪地である本市において、冬期間の交通機能が確保できる道路環境の整備を図ります。

- 道路除雪は地下水資源の保全等を考慮しながら、重要性や立地環境などの条件によって、機械除雪や消雪パイプ等の効果的な手法を検討します。
- 道路整備にあたっては、堆雪のためのスペース設置を推進し、雪に強い道路環境の整備を図ります。
- 市街地内や通学路となる道路においては歩行者空間の確保のため、歩道除雪の体制の確保を図ります。
- 公共施設や病院周辺等の高齢者や障害者が多く利用する歩道等、重要な場所についてはロードヒーティング等の融雪システムを検討します。

## 2) 公共交通の整備方針

これまでの自動車に依存した交通体系を見直し、地球環境にやさしく、子どもや高齢者などの交通弱者だけでなく、誰もが移動しやすい公共交通が充実したまちを目指します。

### ①鉄道

市内にはJR上越線、只見線があり、合計10箇所の駅が存在します。これらを日常の通勤通学や通院、買物、さらに観光振興など、関係機関との連携により有効な活用を図ります。

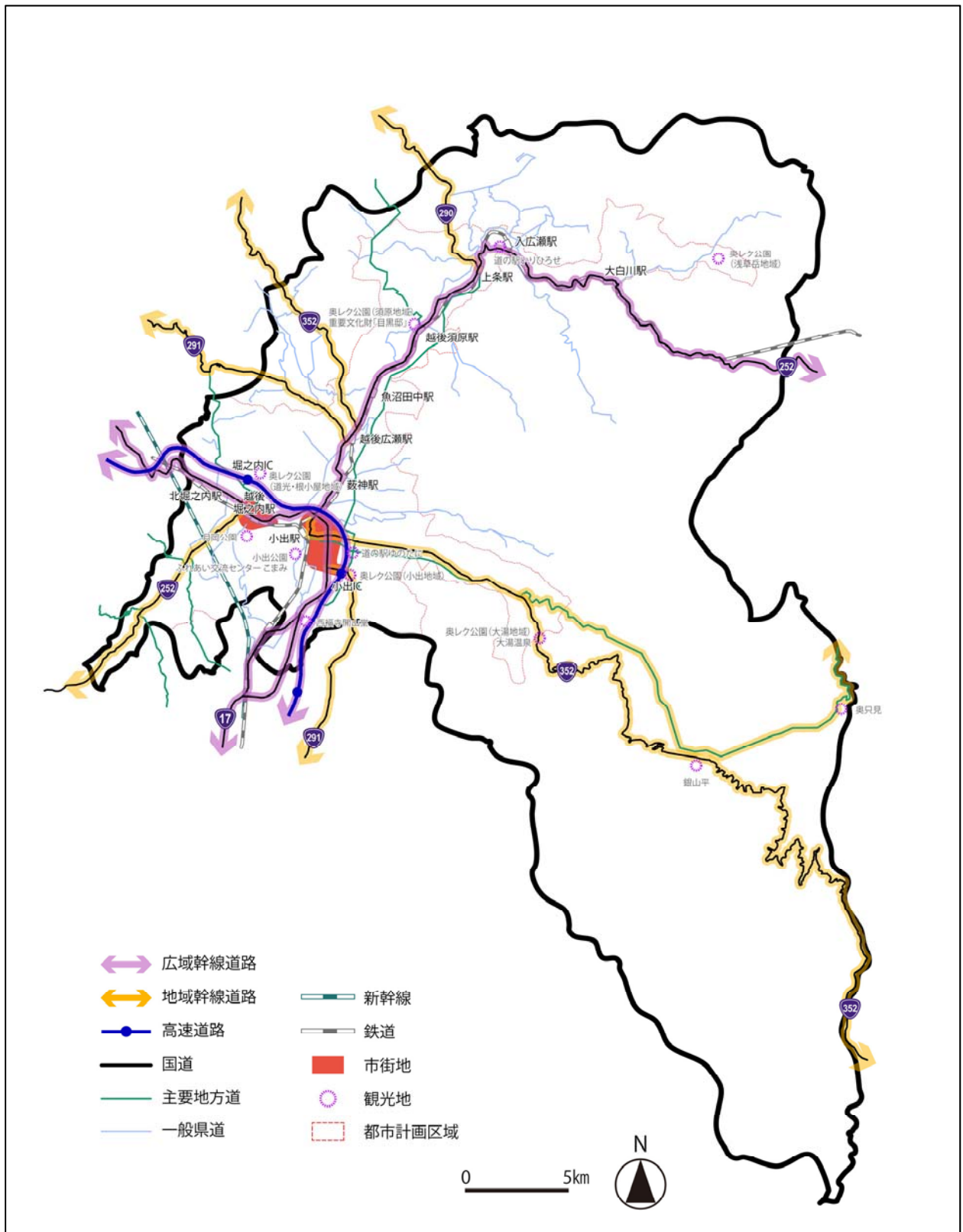
- 鉄道の利便性向上のため、駅周辺においてパークアンドライド用の駐輪場、駐車場整備を推進します。
- 鉄道駅の利用促進と各駅の拠点性を高めるため、バスとの連携による乗り継ぎの利便性向上や待合機能の充実、観光情報の発信等、駅周辺の環境整備を図ります。

### ②バス等

市内には南越後観光バスと乗合タクシーが運行しており、市民の利便性向上に向け活用方策を検討します。

- 乗合タクシーは住民の意見を聞きながら運行方法等を随時見直し、持続可能な交通網を形成します。
- 鉄道との連携や、乗合タクシーと路線バスの連携により、多くの人々が気軽に利用できる利便性の高いバス路線を形成します。
- 高齢化が進む中山間地において公共交通の果たす役割が重要であることから、土地利用と連携し効率的な公共交通を形成することで、中山間地での生活環境を維持します。
- 使いやすく快適な公共交通の導入を関係機関に働きかけるとともに、天候に左右されないバス待合所設置等の環境整備にも努めます。
- 環境にやさしい低公害型バス（ハイブリッドバスなど）の導入を関係機関に働きかけます。

交通体系方針図



# 3 都市環境の方針

## (1) 基本的な考え方

市民の暮らす都市の環境について、以下の考え方に基づき取組を進めていきます。

### ① うるおいのある緑豊かなまちをつくります

市街地周辺の水辺や樹林地、山林や湖など豊かな自然環境に恵まれた環境を活かし、水と緑豊かな都市を特徴づけるまちづくりを推進します。市街地では市民や来訪者の交流の場づくりや沿道の緑化など緑を創出し、緑あふれる魅力的な街並みを形成します。

### ② 公共施設が利用しやすいまちをつくります

今後の人口減少を踏まえた公共施設の整備や管理を検討し、また、他都市との連携も視野に入れながら、今後も公共施設が便利に利用できるまちを形成します。

### ③ 市民が誇れる優れた環境・景観のまちをつくります

本市は豊かな自然に恵まれています。また、豪雪地帯でもあり雪国の文化とともに育まれてきた地域ならではの景観があります。これらの環境や景観を保全し、市民の地域への愛着づくりや観光などにも活用することで、優れた環境・景観のまちづくりを推進します。

## (2) 都市づくりの方針

### 1) 都市施設の整備方針

#### ①公園・緑地の整備

公園や緑地は市民の憩いの場であると同時に災害時の避難場所としても活用される重要な都市施設となっているため、それぞれの特徴に応じた適切な活用や機能の充実を推進します。

##### ア. 大規模公園・広域公園

- 大規模公園や広域公園は、市外からの来訪者が気軽に利用でき、賑わいの拠点となるよう利便性の拡大や利用促進に向けた取組を進めます。
- 総合公園である小出公園や月岡公園は、本市の緑のシンボルとして、主に市民の休息や散策、運動のための施設として既存機能の維持を図ります。



- 市内5箇所に立地している奥只見レクリエーション都市公園については、来訪者や市民が地域の文化や自然を学び、楽しみ、安らげるよう、それぞれの地域ごとの特徴を活かした整備を関係機関に働きかけるとともに、公園へのアクセスを改善し、公園相互や他の観光施設との連携についても強化を図ります。

#### イ. 身近な公園・緑地

- 住民にとって身近な公園は、児童や高齢者の利用、防災面での活用などに配慮し、機能充実を図ります。
- 住宅地内に分布する公園は、地域住民が歩いて行ける身近な公園として適切な維持管理を図ります。
- 市街地やその周辺に配置されている街区公園は、地域の声を聞きながら、安全な児童の遊び場や近隣住民の交流の場、健康づくりの場などとしての機能充実を図ります。また、災害時の避難場所としての機能の確保を図ります。
- 市街地内の空き地等を利用し、高齢者が外に出て気軽に憩えるような交流スペースの整備を検討します。
- 魚野川ふれあい公園やビハラー佐梨川など、身近にある水遊びができる貴重なスペースは、今後も市民の憩いの場として有効な活用を図ります。

### ②公園等の維持・管理

公園や緑地は子どもを含む多くの人を使う施設であり、安全であることが前提となるため、安全性を重視した適切な維持や管理を推進します。

- 地域の小規模な公園や緑地については、実際に利用する地域住民が参加できるような管理の体制づくりを検討します。
- 公園の老朽化に対し、公園施設の点検を実施するとともに、安全で効率的な施設更新や長寿命化に向けた取組を図ります。

### ③その他の都市施設等の整備方針

その他の都市施設についても、市民生活を支える重要なものとして適切な整備や維持・管理を推進します。

#### ア. 下水道

- 供用開始後相当年が経過している老朽施設の点検や改善を行い、長寿命化に向けた取組を進め、汚水処理面での良好な環境の継続的保全を図ります。また、災害に強いライフラインの形成を図ります。
- 今後の人口減少社会に対応するため、下水処理場の統合や維持管理の効率化を推進します。

## イ. ごみ処理施設

- 既存ごみ処理施設の維持管理を適切に行うとともに、周辺への環境についても配慮します。
- 南魚沼市、湯沢町とともに計画している新たなごみ処理施設については、周辺環境や利便性を含めて適切な立地場所を検討します。

## ウ. その他の施設

- 日常生活に不可欠な電気については、安全性の確保や老朽化した施設の更新などを関係機関に働きかけます。また、ガス・水道については、老朽施設の点検や改善を行い、災害に強いライフラインの形成を図ります。
- 電話やインターネットの情報通信は、地域によって格差が生じないように整備を関係機関に働きかけます。
- 森林や里山づくりにより産出されるさまざまな森林資源を活かし、木質バイオマスエネルギーの有効活用と新たな利活用の取組を図り、施設整備を検討していきます。

## 2) 公共公益施設の整備方針

### ①ユニバーサルデザインの施設整備

- 主要な公共公益施設は周辺の道路も含めユニバーサルデザインに配慮し、子どもから高齢者や障害者まですべての人が利用しやすい施設として整備します。

### ②適正な配置と維持管理

- 公共公益施設は、今後も人口が大きく減少していくことを前提に考え、厳しい財政事情の中での統廃合や再編も含め、公共施設等総合管理計画に基づき最適な維持管理を図ります。

## 3) 環境・景観に関する方針

### ①環境にやさしいまちづくり

市民一人ひとりの気配りが地球環境に影響することを再認識し、環境にやさしい生活スタイルや取組を進め、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進します。

- 奥只見や尾瀬をはじめとする豊かな自然環境を今後とも保全するとともに、観光交流の場として有効利用を図ります。

- 地域に残る大木、樹林地、屋敷林、寺社の緑を保全し、地域のシンボルとしての活用を図ります。
- 雪冷熱等の再生可能エネルギーの利用等を推進します。
- 耐久性の高い長期優良住宅や熱効率の良い住宅の普及を促進し、住宅解体に伴う廃棄物抑制やCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の低減を目指します。
- 地下水の過剰な汲み上げによる枯渇を防止し、地下水の適正な利用を図ります。
- コンパクトなまちづくりを推進することにより、歩いて暮らせる生活環境の実現を目指し、効率的で環境にやさしいまちづくりを進めます。
- 自動車交通に伴うCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）発生を抑制するため、公共交通への利用転換を図ります。また、農産物等の地産地消を推進し、流通エネルギー消費の削減を図ります。

## ②地域の特徴を活かした景観づくり

本市は山林・農地・河川等の豊かな水と緑の環境や、雪国の歴史に育まれた多彩な地域資源を有しています。地域の個性を活かした景観づくりを進め、市民が地域に誇りを持てるまちづくりを目指します。

### ア. 市街地景観

- 背後の山並みと調和した美しいまち並みや、雪国ならではの都市景観を保全し、魚沼らしい市街地景観の形成を図ります。
- 商店街や温泉街では、賑わいのある雰囲気づくりや統一された景観形成によって、歩いて楽しめる空間の創出を図ります。

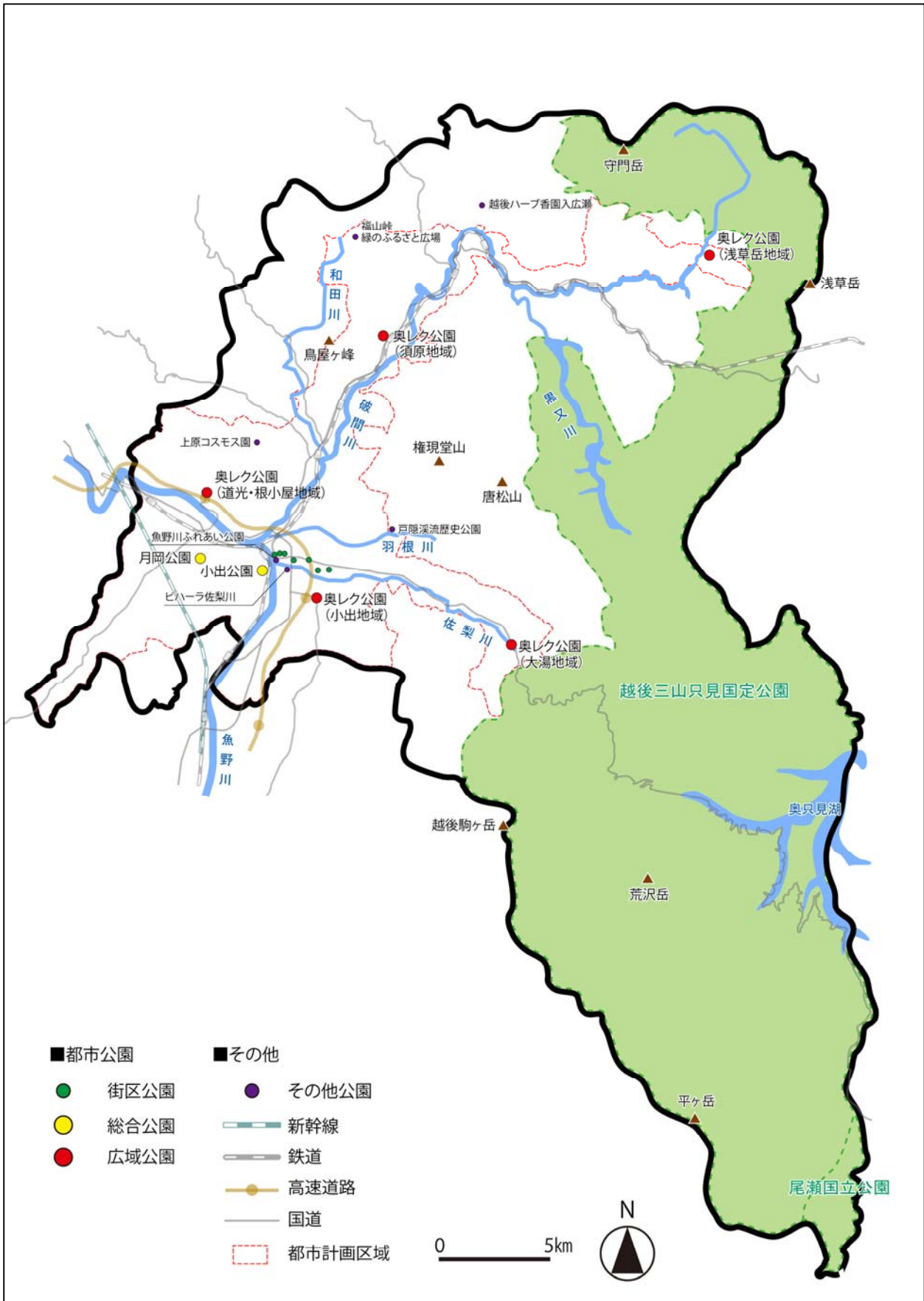
### イ. ふるさと景観

- 越後三山や魚野川などの自然景観や、自然景観を背景とした市街地や集落の景観、雪国ならではの景観など、身近な景観を地域の重要な資源として保全し、今後のまちづくりへの活用を図ります。

### ウ. 市民参加による景観づくり

- 市民参加による花いっぱい運動をはじめ、住民、企業、行政が一体となった仕組みづくりによる地域景観の創出を図ります。
- 地域特有の景観を有効に活用し、地域独自の魅力として発信するため、市民自らが地域への愛着と誇りを持てるよう景観に対する意識啓発を図ります。また、住民との協働により景観計画の策定を目指します。

■都市環境方針図



# 4 都市防災の方針

## (1) 基本的な考え方

安全で暮らしやすいまちに向けて、以下の考え方に基づき取組を進めていきます。

### ① 災害に強い安全なまちをつくります

近年では、地震や豪雨による水害、土砂災害など大規模な災害が全国で多発しています。本市においては、地域の特性から雪崩や土砂災害、また、集中豪雨による内水被害の危険性が高く、このような多岐にわたる災害に備えた安全・安心なまちを形成します。

### ② 防災体制の充実した安心なまちをつくります

市民が安心して暮らせるよう、災害に対する自助、共助、公助の連携を充実するとともに、国・県と連携し減災対策を促進し、防災体制の整ったまちづくりを推進します。

## (2) 都市づくりの方針

### 1) 災害に対する方針

#### ①地震・火災対策

これまでの震災の教訓を活かし、地震や火災に対し被害拡大を最小限に抑える都市基盤整備を推進します。

- 木造家屋が密集する地区では、防災面で支障のある道路の幅員確保、緑化、建築物の不燃化誘導、オープンスペースの確保などにより、防災性の向上を図ります。
- 耐震基準を満たしていない既存建築物について、耐震診断と改修を推進します。
- 災害発生時の避難所となる公共施設の耐震化や不燃化を図ります。
- 円滑な救援活動や物資補給の支援、また道路自体の防火帯機能強化のため、緊急輸送道路となる幹線道路の整備を関係機関に働きかけます。

#### ②水害対策

河川改修の推進を関係機関に働きかけ、大雨にも強い、安全なまちづくりを目指すとともに、ハザードマップによる市民への周知の徹底を図ります。

- 集中豪雨による内水対策として、樋門等閉鎖時用の排水ポンプ設置や雨水の流入抑制を図るとともに、関係機関にも同様に施設整備を働きかけます。

- 集中豪雨による水害を未然に防ぐため、河川の未改修区間の早期整備を関係機関に働きかけます。
- 大雨による急激な流水増加からまちを守るため、保水・遊水機能（水を一時的に貯めたり、地面に浸透させる機能）を有する山林、水田の自然地を保全します。また、透水性舗装や雨水浸透マス等、雨水流出抑制のための施設設置を推進します。

### ③雪害対策

---

積雪が多く豪雪や雪崩による被害が懸念されることから、地区特性に応じた雪処理施設の整備充実を図ります。

- 今後高齢化や過疎化の進行により、雪下ろし等が大きな負担となる世帯が増えることが想定されるため、雪処理における危険や負担を軽減するための克雪住宅の普及を図ります。
- 流雪溝、消雪パイプなど、地区の特性による適切な雪処理機能の使い分けを検討し整備を図ります。
- 十分な水量による雪処理が可能となるよう、流雪溝などの水源確保と機能改善を図ります。
- 消雪パイプ等の地下水の汲み上げの影響により地盤沈下が懸念されることから、「魚沼市地下水の保全に関する条例」に基づき今後も地下水の適正な利用を図りつつ地下水に頼らない除雪、融雪の方法を検討します。

### ④土砂災害対策

---

地形等の条件から土砂災害による被害が懸念されることから、災害の防止を図るとともに、ハザードマップにより市民への周知を徹底します。

- 土砂災害や軟弱地盤等、災害の危険が懸念される地域における開発や建築行為は可能な限り、抑制します。
- 急傾斜地などの危険地区では、崖崩れ防止などの安全対策工事の実施を関係機関に働きかけます。
- 水源かん養や土砂の流出を抑制する山林は、適切な保全に努めます。
- 下流域の住宅の安全性を確保するため、土石流危険渓流については砂防事業を促進します。
- 大規模な土砂災害の発生により集落が孤立しないよう、予防のための施設整備や対策を促進します。

## 2) 地域コミュニティによる防災体制の構築

多くの市民が安全で快適に暮らせるように、行政による防災や防犯対策を進める一方で、地域コミュニティを活用した防災・防犯体制の構築を目指します。

- 近隣や地域で互いに助け合い、災害の予防や応急措置対策ができるよう、防災体制づくりの促進や啓発を行います。
- 常日頃から隣近所の顔が見え、お互いコミュニケーションが図られるような環境づくりを目指します。特に、高齢単身世帯が増加していることから、地域住民が協力して支え合えるような環境整備を目指します。
- 災害時における市民への情報伝達手段を充実するため、FMコミュニティラジオを活用した速やかな情報発信体制を構築するなど、防災体制の整備を図ります。

